

令和8年度とくしまスマート農業人材育成研修運営業務  
業者選定プロポーザル企画提案募集要綱

スマート農業技術に関する知識の習得と、機器の導入による経営発展を推進するため、県内農業者を対象としたスマート農業人材育成研修を実施し、スマート農業技術を活用できる人材を育成することを目的とする。

この業務を実施する事業者を次のとおり募集する。

## 1 業務概要

---

(1) 業務名

令和8年度とくしまスマート農業人材育成研修運営業務

(2) 業務内容

別添「令和8年度とくしまスマート農業人材育成研修運営業務」仕様書のとおり。

(3) 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 見積限度額

金1,200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(5) スケジュール

令和8年	6月	1日（月）	公募開始
		6月15日（月）	参加申込締切
		6月19日（金）	質問受付締切
		6月30日（火）	企画提案書等提出締切
		7月上旬頃（予定）	審査委員会の開催（プレゼンテーション審査）
		7月中旬頃（予定）	審査結果通知
		7月中旬頃（予定）	委託候補者との協議・委託契約締結

## 2 参加資格要件

---

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 本業務と同種又は類似の関連業務に関する相当な実績を有すること。

(2) 次のアからコまでのいずれの事項にも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。

イ 地方自治法第244条の2第11項の規定により徳島県又は他の地方公共団体からの指定の取消しを受け又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者。

ウ 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっている者。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団及び構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者。

キ 県税（法人事業税・法人県民税等）、法人税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納している者。

- ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者。
- ケ 役員(法人の監査役及び監事を含む。)のうち、次のいずれかに該当する者がいる団体。
  - a 成年被後見人又は被保佐人
  - b 破産者で復権を得ない者
  - c 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- コ 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないとい認められる者。

### 3 企画提案書類の提出

#### (1) 提出書類

内 容	部数	提出期限
ア 参加申込書(様式第1号)	1部	令和8年6月15日(月) 午後5時必着
イ 参加団体の概要・業務実績(様式第2号)	1部	
ウ 法人の場合は登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※写し不可 個人事業者の場合は個人事業開始届(写し)	1部	
エ 直近2期分の決算書又はこれに類する書類	1部	
オ 都道府県税及び国税に未納がない旨の証明書	1部	
カ 企画提案書(様式第3号)	7部	令和8年6月30日(火) 午後5時必着
キ 見積書(様式第4号)	7部	
ク 参考資料 ※任意 (類似業務実績、企画提案内容を補足する資料)	7部	

書類の大きさはA4版とする。

#### (2) 提出先

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
徳島県立農林水産総合技術支援センター 経営推進課 普及推進担当

#### (3) 提出方法

持参又は書留で郵送すること。

#### (4) その他

参加申込書提出後にプロポーザル参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式第6号)を令和8年6月30日(火)正午までに提出すること。

### 4 応募に係る質問

#### (1) 質問の受付期限

令和8年6月19日(金)午後5時まで

#### (2) 質問書の提出方法

質問書(様式第5号)により行うものとし、次に示す提出先まで電子メールにより提出する。送信後、電話にて着信の確認を行うこと。なお、電話等による口頭での質問は受け付けない。

電話番号: 088-621-2513 (経営推進課)

メールアドレス: [keieisuishinka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:keieisuishinka@pref.tokushima.lg.jp)

### (3) 質問の内容

原則として、当該業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者から提案書提出状況や見積額に関する内容等は受け付けない。

### (4) 質問に対する回答

県ホームページに掲載する。

## 5 応募に際しての留意事項

---

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(2) 提出された企画提案書、その他書類は、返却しない。

(3) 無効となるプロポーザル

ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 企画提案書に提案と関係ない事項の内容が記載されているもの。

ウ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。

エ 虚偽の内容が記載されているもの。

オ 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至ったもの。

(4) 応募は1参加者につき1件とする。

(5) 提出された企画提案書の差し替え及び再提出は、原則認めない。ただし、書類の不足及び不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。

(6) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(7) 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委任し又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に県の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

(8) 提出する資料に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）の定める単位とする。

## 6 審査基準等

---

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、当該委託業務の審査委員会において、プレゼンテーションによる審査で最優秀提案者を選定する。

ア プレゼンテーション審査に参加する提案者には、日程ほか別途書面で通知する。

イ プレゼンテーションを行う者は、1者あたり3名までとする。

ウ プレゼンテーション審査を遅刻、欠席の場合は、応募辞退と見なす。

エ 提案者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできない。

(2) 審査基準

審査委員が次の評価基準に基づき採点を行い、各委員の採点の合計点が最も高い者を最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が同点となった場合及び、「総得点」が最も高い事業者と過半数を超える委員が最も高く採点した事業者が異なる場合は、審査委員の協議により決定することとする。なお、得点が最も高い場合又は提案者が1者であった場合においても、その得点の合計が全体の6割以上ではない場合は、最優秀提案者として選定しない場合がある。

ア 事業目的及び企画案の妥当性・有効性

イ 事業運営にあたっての計画性・実現性

ウ 類似事業の受託実績

エ 経費積算の妥当性

(3) 審査結果の通知及び公表

審査結果は選定後全ての提出者に対し通知するとともに、最優秀提案者の名称等を県ホームページに公表する。

(4) 審査結果に対する異議申立ては受理しない。

## 7 契約の締結

(1) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定した者であるが、契約手続きを完了するまで契約関係を生じるものではない。また、業務の実施に際しては、提案内容をそのまま実施するものではなく、選定後に 契約予定者と県が協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合に契約を締結する。

(2) 契約予定者との協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、次点となったものを契約予定者とし、契約内容についての協議等を行った上で、契約を締結する。

(3) 県との協議が整った場合は、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

(4) 委託契約にかかる委託料は、必要と認める場合、前金払いを可能とする。

(5) 本業務を実施する上で、必要な資料等について、県から受託者に提供するものとする。受託者は責任をもって資料等の管理を行うとともに、返却する必要があるものについては、業務完了後速やかに返却すること。

(6) 本業務の実施にあたり、県は委託契約期間の間、随時、業務の進捗状況及び経費の執行状況について、受託者に報告を求められるものとし、その状況に応じて業務内容の見直しについて、受託者と協議できるものとする。

(7) 受託者は、本業務の実施に当たって知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用しないこと。また、成果品及び業務履行過程で得られた記録を第三者に閲覧させ、複写又は譲渡しないこと。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。ただし、県の許可を得た場合はこの限りではない。

(8) 本業務の遂行により生じた著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定するこれらの権利）はすべて県に帰属する。

(9) 本事業の終了後、受託者から提出される実績報告書に基づき、必要に応じて調査を行い、支払額を確定する。支払額は、契約金額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる場合がある。

(10) 受託者が委託業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月23日徳島県条例第55号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に万全を期すこと。